

注 平成25年 3 月から沿革を付した。

改正 平成17年 3 月 31日規則第33号 平成25年 3 月 29日規則第27号
平成27年 2 月 27日規則第 5 号 平成28年 7 月 29日規則第58号
平成28年12月 28日規則第70号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、西東京市難病者福祉手当条例（平成13年西東京市条例第187号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(所得の額)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項第 1 号に規定する規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下これらを「扶養親族等」という。）の数に応じて、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

扶養親族等の数	金額
0 人	3,604,000円
1 人以上	3,604,000円に扶養親族等 1 人につき380,000円（所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族にあつては 1 人につき480,000円、同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）にあつては 1 人につき630,000円）を加算して得た額

(所得の範囲)

第 3 条 条例第 2 条第 2 項第 1 号に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第 5 条第 2 項第 1 号に掲げる市町村民税（特別区が同法第 1 条第 2 項の規定によって課する同法第 5 条第 2 項第 1 号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(所得の額の計算方法)

第 4 条 条例第 2 条第 2 項第 1 号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第 1 項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する

相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第7項（同法第12条第7項及び第16条第4項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第9項（同法第12条第8項及び第16条第5項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（条例第2条第2項第1号イに規定する者にあつては、その合計額から80,000円を控除して得た額）とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号、第2号、第4号若しくは第10号の2に規定する控除を受けた者又は同項第3号に規定する控除を受けた条例第2条第2項第1号アに規定する者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、配偶者特別控除額又は社会保険料控除額に相当する額

(2) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者（条例第2条第2項第1号アに規定する者の所得の場合にあつては、その者を除く。）1人につき、270,000円（当該障害者が同法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）

(3) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者については、270,000円（当該寡婦が同法第314条の2第3項に規定する寡婦である場合には、350,000円）

(4) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者については、270,000円

（施設）

第5条 条例第2条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設（通所により利用する施設を除く。）をいう。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設であつて、国若しくは地方公共団体又は社会福祉法人の設置する施設

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する障害児入所施設

(3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第1号に規定する救護施設

(5) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設

(6) 前各号に掲げるもののほか、援護が国又は地方公共団体の負担において行われている施設であって、市長が定めるもの

(受給資格の認定の申請)

第6条 条例第4条の規定による受給資格の認定の申請（以下「申請」という。）を行うときは、福祉手当等認定申請書に、第1号又は第2号及び第3号に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、市長がその提出を要しないと認める場合は、この限りでない。

(1) 条例第2条第1項第1号に定める支給認定又は同項第2号に定める認定を受けていることが確認できる書類

(2) 条例第2条第1項第3号に定める疾病にかかっていることを証する医師の診断書

(3) 前年の所得（1月から7月までに行う申請については前々年の所得）の状況を証する書類

(認定又は非該当の通知等)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請をした者が条例第2条第1項に規定する支給要件に該当しているか否かを調査し、受給資格があると認めた者（以下「受給者」という。）に西東京市難病者福祉手当認定通知書を通知し、受給資格がないと認めた者に西東京市難病者福祉手当非該当通知書を通知する。

(受給資格喪失の通知)

第8条 市長は、条例第7条の規定により受給者の受給資格が消滅したとき、又は条例第7条の2の規定により受給者の手当の認定を取り消したときは、西東京市難病者福祉手当資格喪失通知書により、当該受給者であった者に通知する。ただし、条例第7条第1号に該当する場合は、この限りでない。

(未支払手当)

第9条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき難病者福祉手当（以下「手当」という。）で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、その未支払の手当は、その者の同居の親族に対して支払う。

(手当の返還請求)

第10条 条例第8条の規定による手当の返還の請求は、西東京市難病者福祉手当返還請求書により、手当を返還すべき者に通知して行う。

(届出)

第11条 条例第9条第1号の規定による届出は、各種福祉手当・助成変更届により行わなければならない。

2 条例第9条第2号の規定による届出は、各種福祉手当・助成資格喪失届・未支払金請求書により行わなければならない。

(現況の届出)

第12条 受給者は、毎年、西東京市難病者福祉手当受給者現況届に第6条第1号又は第2号及び第3号に規定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただ

し、市長がその提出を要しないと認める場合は、この限りでない。

(公簿等の確認)

第13条 市長は、この規則の規定により申請書又は届出書に添えなければならない書類により証明すべき事由を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年7月1日から施行する。

(田無市難病者福祉手当条例施行規則及び保谷市難病者福祉手当支給条例施行規則の廃止)

2 次に掲げる規則は廃止する。

(1) 田無市難病者福祉手当条例施行規則(昭和54年田無市規則第6号)

(2) 保谷市難病者福祉手当支給条例施行規則(昭和52年保谷市規則第12号)

(経過措置)

3 この規則の施行前に、田無市難病者福祉手当条例施行規則又は保谷市難病者福祉手当支給条例施行規則の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成15年3月11日規則第4号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月15日規則第46号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第33号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第27号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月27日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の西東京市難病者福祉手当条例施行規則の規定は、平成27年1月1日から適用する。

附 則(平成28年7月29日規則第58号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の西東京市難病者福祉手当条例施行規則の規定は、平成28年8月以後の月分の難病者福祉手当(以下「手当」という。)から適用し、同月前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則(平成28年12月28日規則第70号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第4条第1項の規定は、平成30年8月以後の月分の難病者福祉手当（以下「手当」という。）の支給について適用し、同月前の月分の手当の支給については、なお従前の例による。